

## 奈良市公告第123号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号）第2条の規定により公告します。

令和6年5月8日

奈良市長 仲川元庸

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名 環境清美工場ごみ自己搬入待機車両整理業務委託
- (2) 履行場所 奈良市左京五丁目2番地 奈良市環境清美工場
- (3) 委託期間 令和6年7月1日から令和9年6月30日まで  
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- (4) 業務内容 環境清美工場ごみ自己搬入待機車両整理業務
- (5) 契約形式 委託契約

### 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の条件に定める基準を全て満たすものであること。

- (1) 令和5・6年度奈良市・奈良市企業局物品購入等入札参加資格者であり、入札参加希望種目（第1希望）が公告日において「(R)建物管理」の「(2)警備業（機械・交通・保全）」で登録されているものであること。
- (2) 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けている者であること。但し、奈良県の区域外に主たる営業所を有する者にあつては、同法第9条に規定する届出書を奈良県公安委員会に提出している者であること。
- (3) 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間に本市又は他の官公庁（公社、公団を含む。）と、頭書の委託業務と同等の契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行した実績を有すること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）であること。
- (6) 奈良市の入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。

### 3 入札参加申請

- (1) 入札参加を申請する者は、次に掲げる申請書類を添えて提出してください。
  - ア 一般競争入札参加申請書（様式第1号）
  - イ 2(2)に係る認定証の写し及び営業所設置等届出書の写し
  - ウ 2(3)を確認できる書類（様式第2号）

エ 2 (3) の実績を証明する契約書類の写し

(2) 申請書類の受付

ア 期間

令和6年5月8日(水)から令和6年5月23日(木)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所等

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境部環境清美工場

電話 0742-71-3000 (担当:総務係)

ウ 提出方法

申請書類の提出は、持参した場合に限り受け付けます。

エ 提出部数

各1部とします。

(3) 入札参加資格の確認及び結果通知

入札参加申請を行った者のうち、入札参加を承認する者には入札参加承認書により、承認しないとされた者にはその理由を示した入札参加不承認書により、令和6年5月27日(月)までに通知します。

4 仕様書等の配布

入札に参加しようとする者に対し、契約書案、仕様書等(以下、「仕様書等」とする。)を次のとおり配布します。

(1) 配布期間

令和6年5月8日(水)から令和6年5月23日(木)まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(2) 配布場所等

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境部環境清美工場

電話 0742-71-3000 (担当:総務係)

5 入開札の場所及び日時

(1) 日時

令和6年6月7日(金)午前10時00分から

(2) 場所

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境清美センター内 環境清美工場管理棟2階見学者ホール

6 入札に関する事項

(1) 入札保証金

入札に際し、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

(2) 入札方法

ア 持参入札とします。

イ 入札者でなければ、入札の執行場所に立ち入ることができない。

ウ 入札書（様式第3号）に金額等の必要事項を記載し、封筒に入れて封印し、封筒表面に「入札書」の文字、封筒裏面に業者名を記入すること。

エ 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨（アラビア数字で表記すること）とします。

オ 入札単価は配置警備員1人当たりの金額とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免除業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

カ 再度入札の場合がありますので、再度入札用として入札書を別途用意してください。

キ 代理入札の場合は、入札執行前に必ず委任状（様式第4号）を提出してください。提出のない場合は、入札できないものとします。

ク 入札者の不正行為又はその他の理由により、この入札を執行することが不相当であると認めるときは、執行を取り止めます。また、入札執行後においても落札決定を取り消す場合があります。

### (3) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

ア 入札参加資格のない者の入札

イ 入札書に記名押印のない入札

ウ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札

エ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

オ 入札金額を訂正した入札

カ 入札書に業務名のない、又は間違いのある入札

キ 入札書の日付が入開札日でない入札

ク その他入札条件に違反した入札

## 7 落札者の決定

(1) 予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(2) 落札者となるべき同一の価格の入札者が2人以上あるときは、直ちに「くじ」で決定します。

(3) 予定価格に達した価格の入札がない場合は、直ちに再度入札を行います。

(4) 再度入札は1回まで実施し、落札者のない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき随意契約に移行する場合があります。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（その金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札決定します。

## 8 その他

(1) 上記に定めのないものは、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令並びに奈良市契約規則によります。

(2) 入札者が1人であるときは、入札は成立しないものとします。

(3) 提出書類の返却はしません。

(4) 本件入札に関する一切の費用は、入札者の負担とします。

(5) 問い合わせ先

〒631-0801

奈良市左京五丁目2番地

奈良市環境部環境清美工場

電話 0742-71-3000（担当：総務係）